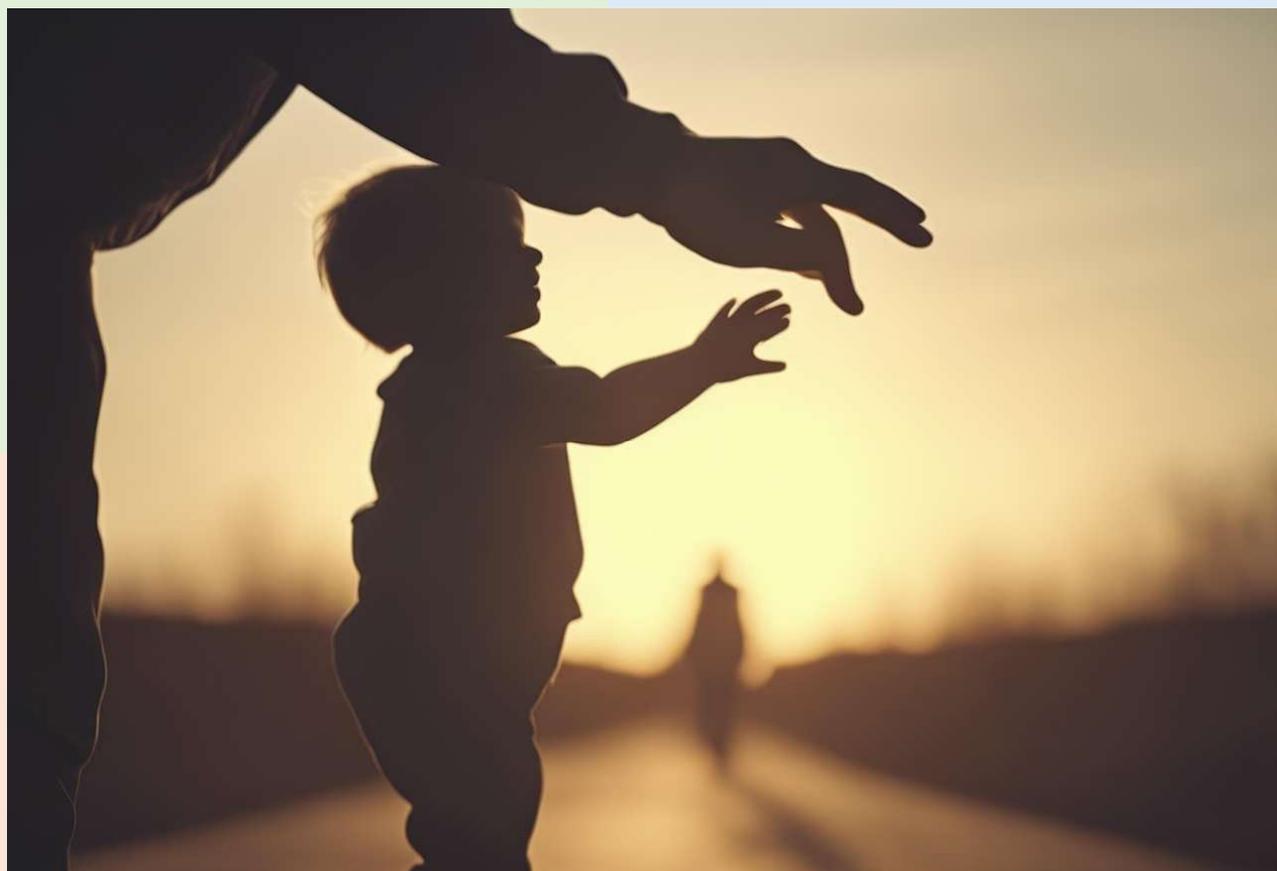


＼お子さんのいるご家庭へ／

離婚のときに考えること こどもの成長と気持ちのために

～養育費と親子交流～

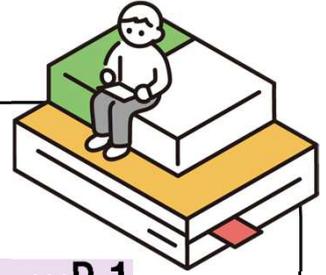


大津市

令和8年度 暫定版

離婚は、人生の大きな出来事です。負担も大きい中ですが、お子さんがいる場合は、こどもにとっても、大きな影響がある出来事です。

こどもが、親の離婚を乗り越えて、成長していくために、親として、こどもの気持ちを第一に考えながら、こどものための条件や離婚後のことを取り決めていきましょう。そのときの参考に、このパンフレットをご利用ください。



～ 目 次 ～

・離婚届を出す前にチェックしてみましょう …P.1

離婚届を出す前に…

・お子さんの気持ちを考えてみましょう …P.2

こどもの気持ち

こどもの年齢に応じた接し方

・こどもの未来のために必要なこと …P.6

親の責務とは？

親権とは？

養育費とは？

親子交流とは？

・合意書を作成してみましょう …P.11

こどもの養育に関する合意書

・離婚や養育費について相談したい …P.14

法律相談

養育費確保に向けた支援

・生活や子育てについて相談したい …P.15

ひとり親家庭の支援

相談窓口

【ご相談・お問い合わせ】

大津市役所 子育て支援給付課／大津市母子家庭等就業・自立支援センター

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 TEL 528-2686／522-0220

まずはチェックしてみましょう

離婚届を出す前に・・・

離婚の気持ちは変わりますか。

↓

未成年の子どもがいますか。

↓

子どものために取り決めるべきことは、決めましたか。

↓

子どものための条件を決めるときは、子どもの気持ちを第一に考えましたか。



☆あなたご自身が健康に生活されることが、子どもの安全・安心につながります。

☆あなたの選択した人生を、いきいきと生きることが大切であり、そのための離婚であることが望ましいことです。

☆生活などでつらいことがあれば、ひとりで抱え込まずに相談してください。

★DVや虐待などがある場合は、あなたやお子さんの安全を守るために特別な配慮が必要です。すぐに関係機関に相談してください。

※ 緊急の場合はためらわずに警察(110番)へ連絡を！



子どもの不安を少しでも取り除くために、次のようなことが大切だと言われています。一度、チェックしてみませんか。

子どもの前で、相手のことを悪く言わない。

子どもに、「離婚はあなたのせいではない」と伝える。

子どもの気持ちや言いたいことを、きちんと聞く。

生活の上で大きな変更は、あらかじめ子どもに伝える。

子どもの年齢や気持ちに配慮する。

子どもと一緒に過ごす時間をもつ。

子どもの成長に関心を向ける。

こどもの気持ちを考えてみましょう

こどもの気持ち

※ここに書かれているのは、あくまで参考です。

こどものその時の状況や個性をみながら対応してください。

1 「こどもの前で、けんかをしない」



離婚のことを決めるとき…

- ・ こどもの前で、けんかをしない。相手のことを悪く言わない。

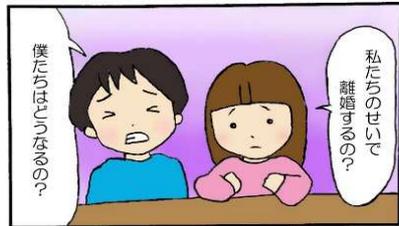
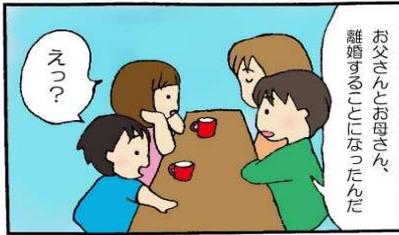
→ こどもにとってはどちらも同じ大切な親、離婚とこどもの養育は切り離して考えてみましょう。

こどもは、自分の親を悪く言われていると自分のことを肯定できなくなることがあります。

- ・ こどもに「離婚してもいい?」とか「どっちが正しいと思う?」などの質問はしない。

→ 離婚はあなたの人生の選択です。こどもの気持ちを聞くときも、辛い選択をさせることは避けましょう。

2 「離婚はあなたのせいじゃない」



離婚のことを伝えるとき・・・

- ・離婚はこどもが原因ではないことを伝える。
- ・こどもの話(気持ち)をゆっくり、何度でも聞く。こどもが小さくても同じ。
- ・こどもが自分の気持ちを表現できる場面を作る。
- ・大きな生活の変化はこどもに伝える。

→ こどもに離婚のことを伝えるときには、年齢に応じた伝え方で、本当のことを伝え、心の準備ができるようにしましょう。たとえ、小さいこどもであっても、大人が思っているより、親が真剣に話してくれたことを理解します。

→ 離婚後も、お母さん、お父さんは、あなたを大切に思い、育てていくこと、必要なときにはそばにいることを伝える。こどもの視点から離婚を考える。

「こどもへの愛情は、言葉やスキンシップで伝えましょう」

3 「養育費ってなぜいるの？」

養育費がないと・・・

- ・生活費の不足から、こどもが十分な食事をとれないことがあります。
- ・経済的な理由で進学をあきらめることがあります。仲間の輪に入りにくいことがあります。
- ・一緒に暮らす親が生活費のために無理をしていることがあります。
- ・養育費を払ってくれない＝こどもは「自分のことはどうでもいいの?」と感じます。

→ 離婚してもこどもの養育には責任があります。こどもの成長に責任をもち、こどもの成長のため、こどもが離れている親の愛情を感じられるためにも、養育費は支払いましょう、受け取りましょう。

詳しくはP.8へ



4 「やっぱり会いたい～親子交流」



- ・離れて暮らしている親も、こどもに会いたい。
- ・こどもも離れて暮らす親に会いたい。
- ・年齢に応じて相談したり、遊んだりしたい。
- ・会ったときには相手のことを悪く言わない。
- ・会えないときは写真や手紙、SNSなどを使って成長の様子を知らせることもできる。

→ 親が、たくさん話を聞いて、話してくれると、こどもは自分が愛されていることを実感できます。
お互いに協力的であれば、こどもは安心して会うことができます。

「親子交流は、こどもの気持ちや安全が第一です」

詳しくはP.10へ

5 「うちの子は大丈夫」

うちの子はわかってきているから大丈夫？

- ・表に出さないだけで、本当はつらいのかも。
- ・親が悲しむので、本当の気持ちは言わないのかも。

→ うちの子はわかってきていると考えず、話す機会をつくりましょう。
学校が変わること、友達と離れることについてなど、こどもの気持ちを聞きましょう。



こどもの年齢に応じた接し方



1 乳幼児期の子どもたちには？

こどもは幼いほど、まわりの緊張した雰囲気敏感です。お母さんとお父さんがこどもの前でけんかをしたりすると、こどもは怖くなったり、不安になったりします。お父さん、お母さんは、ご自身のストレスや怒り、気持ちの落ち込みがあっても、それによってこどもの方に気持ちが回らなくなることはないよう、**ご自身の情緒の安定をはかるように**しましょう。

また、こどもに対しては、スキンシップをたくさんすることで、**十分な関心と愛情を示してあげましょう。**

2 就学前後の子どもたちには？

親の離婚に伴って、こどもの苗字が変わることがあります。特に就学前後の場合、どのタイミングで苗字が変わるのが、**こどもに一番負担にならないかを考えましょ**う。

名前が変わることの意味がわかってくる年頃なので、保育園・幼稚園・学校などとも必要があれば相談してみましょ。対応してもらえることがあります。

3 思春期の子どもたちには？

思春期には情緒が不安定になることが多くみられます。

親の離婚に対して、反抗したり、憂鬱になったり、孤独を感じたり、時には成績が下がったり、登校拒否や家出などをすることもあります。逆に親の代わりをしようとしたり優等生になったり、家事にも責任をもつなど「背伸び」をすることもあります。**いろいろなこどもの変化をしっかりと受け止めましょ。**

こどもがあなたを攻撃することがあっても、すぐに反論するのではなく、まずこどもの話を聞いてください。こどもにはこどもなりの言い分や考えがあります。それをよい機会ととらえ、事情に応じて、こどもに謝ることも必要かもしれません。

離婚後の生活設計を決めるときには、**こどもも参加して一緒に考え、こどもの意見を取り入れる**など、こどもが自分を「離婚の被害者」であると感じてしまわないような配慮もしてあげてください。

法務省作成の動画(YouTube)もご覧ください。

「知っておきたい離婚のこと～こどもと親のこれからのために～」





こどもの未来のために必要なこと

令和8年（2026年）4月からの新しいルール

こどものことを一番に考えて、離婚後の親の責務(こどもを育てる責任と義務)について明確化されたほか、「親権」、「養育費」、「親子交流」などについてルールが新しくなりました。

法務省ホームページ「民法等の一部を改正する法律について」はこちら



親の責務とは？

○親の責務に関するルール

親が離婚した後もこどもの利益を確保することを目的として、こどもを養育する親の責務を下記のとおり、明確化しています。

(詳しくは法務省のホームページをご覧ください。)

【こどもの人格の尊重】

こどもが心も体も元気でいられるように育てる責任が双方の親にあります。
こどもの利益のため、意見をよく聞き、人格を尊重しなければなりません。

【こどもの扶養】

こどもを養う責任を指します。
こどもが親と同じくらいの生活を送れる水準でなければなりません。

【親間の人格尊重・協力義務】

こどものためにお互いを尊重して協力し合うことが大切です。
下記のようなことは、このルールに違反する場合があります。

- ・暴力や相手を怖がらせる言動
- ・約束した親子交流を妨げること
- ・他方の親によるこどもの世話を不当にじゃますること
- ・理由なくこどもの住むところを変えること

※暴力や虐待から逃げることはルールに違反しません。

【こどもの利益のための親権行使】

親権はこどもの世話やお金や物の管理など、こどもの利益を守るために使わなければなりません。

親権とは？

未成年のこどもが成人するまで、この子の利益のために監護・教育を行い、財産を管理する権利と義務のことです。

○親権に関するルールの見直し

これまでは親のうち1人だけが親権を持つ「単独親権」だけでしたが、離婚後の親権者の選択肢が広がり、離婚後に親2人ともが親権を持つ「共同親権」が選択できるようになります。（詳しくは法務省のホームページをご覧ください。）

「共同親権」の場合、

- ・ 日常のことは、一方の親で決められます。
例： 食事、着る服、短い旅行、予防接種、習い事など
- ・ 大切なことは親2人で話し合い決めていく必要があります。
例： こどもの転居、進学先、心身の健康に大きな影響を与える治療など

なお、親の意見が対立するときは、家庭裁判所で親のどちらか一人でその事項を決められるようにする裁判を受けることもできます。

※ただし、暴力や虐待から逃れるために引っ越すこと、病気や怪我で緊急の治療が必要な場合などは、親のどちらも一人で決めることができます。



☆参考1 自分たちが共同親権に向いているか考えましょう

共同親権がうまく機能するのは、親が「こどものために協力しよう」という気持ちを持ち続けられる場合です。

親間に強い対立がある場合などは、連絡を取り合うこと自体が負担となり、かえってこどもの生活が不安定になることもあるため、話し合いが負担なくできるかどうか、大切なポイントとなります。

養育費とは？

養育費とは、親のためではなく、こどもの生活を支えるためのものです。

こどもを監護・教育するために必要な費用で、一般的に言えば、未成熟子(経済的・社会的に自立していない子)が自立するまで要する費用で、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがそれにあたります。

○養育費に関するルールの見直し①

養育費をしっかりと受け取れるように、ルールが見直され、離婚のときに養育費の取り決めをしていなくても、子を監護している親が他方の親に対して「法定養育費」を請求できるようになります。

(詳しくは法務省のホームページをご覧ください。)

「法定養育費」とは、

離婚時に養育費の取り決めができていなくても、取り決めるまでの間、子を監護している親が他方の親に対して、こども一人あたり月額2万円の養育費を請求できる制度です。

法定養育費は令和8年(2026年)4月1日以降に離婚した方が対象となります。

また、これは養育費が決まるまでの暫定的、補充的なものであるため、各自の収入などを踏まえた適正な額の養育費を取り決めていくことが重要です。

東京・大阪養育費等研究会が策定した

「養育費算定表」が参考になります。

こちら

養育費算定表



○取り決めておくべきポイント

・養育費の額

養育費算定表を参考に決めておきましょう。

・養育費の支払い期間

支払いの始期と終期を決めておきましょう。



○養育費に関するルールの見直し②

養育費をしっかりと受け取れるように、文書で養育費の取り決めをしていれば、支払いが滞った場合に、その文書をもって一方の親の財産を差し押さえるための申し立てができるようになります。

(詳しくは法務省のホームページをご覧ください。)

可能であれば、「**こどもの養育に関する合意書**」を作成してみましょう。

合意書は、現在だけでなく将来にわたって、こどものために何をしていくのかを、互いに確認し合うものです。お互いに納得した結論にしましょう。

また、「**公正証書**」の形で取り決めを残しておく方法もあります。公証役場に行って自分たちで決めたことを公証人に証明してもらいます。

直接会って取り決めることが難しい場合などは、家庭裁判所の調停や裁判外紛争解決手続(ADR)を利用して、取り決めることもできます。

また 上記のどれかの方法を取り、文書に残しておくことで、取り決めたことが実施されないときに、もう一方の親の財産を差し押さえる申し立てが可能となります。



☆参考2 養育費は他の費用と別に考えることをお勧めします。

例えば、住宅ローンが養育費がわり、と決めるのではなく、養育費のことは養育費として金額を決め、住宅ローンのことは別に考えます。

お金のやりとりの方法として、差し引きしてやりとりすることもあります。養育費は他のものとは別に金額などを決めておく方がいいでしょう。

親子交流とは？

離婚後あるいは別居中に、別れて暮らす親子が定期的、継続的に会って話したり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することを「親子交流」といいます。

○親子交流の実現に向けた見直し

婚姻中の親が別居している場合の親子交流のルールが明確化され、家庭裁判所の手続中においても、親子交流の試行的実施に関する制度が設けられました。

また、これまでは親以外の親族と子どもとの交流に関する規定はありませんでしたが、祖親等子どもとの間に親子関係に準ずるような親密な関係があったような場合には、家庭裁判所が親以外の親族と子どもとの交流を実施するよう定められるようになりました。(詳しくは法務省のホームページをご覧ください。)

両親は離婚して他人になっても、子どもにとって親は、共にかけがえのない存在です。子どもは、口に出さなくても、心の底では両方の親から愛されたいと願っているのです。養育費が別れて暮らす子への経済的支援だとすれば、親子交流は、精神的支援であり、いずれも親と子の絆を強めるものです。子どもの成長にとっても大きな力になるでしょう。親は子の成長のために、より良い親子交流を実現するように協力する必要があります。お互いに、十分納得した取り決めをするべきでしょう。



☆参考3 養育費と親子交流は別に考えましょう。

「養育費を払わないなら親子交流はさせない」といった、交渉に使うべきではありません。親と離れて暮らさなければならなくなったのに、会うことすらできなくなるのは、離れて暮らす親に会いたいと思う子どもにとってはつらいことです。

子どもが会いたいと思い、子どもの福祉に反しない限りは、親子交流は続けましょう。直接会わせることが難しいような事情がある場合には、写真を送ったり、メール、手紙などで様子を知らせたりする方法もあります。

本紙は法務省作成のパンフレットを参考に作成しています。

「父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました」はこちら



「こどもの養育に関する合意書」の作成

こどもの養育に関する合意書

※「親権」「養育費」「親子交流」についての詳細や、「こどもの養育に関する合意書」の作成、Q&Aについて、法務省ホームページに詳しいパンフレットの掲載があります。



法務省『こどもの養育に関する

合意書作成の手引きとQ&A』はこちら



「こどもの養育に関する合意書」は親お互いが約束事を証明する文書で、双方が署名することにより2人の間での覚書となります。

2通作成し、双方で1通ずつ保管してください。

(市に提出していただくものではありません。)

★合意書を作成しなくても、離婚届は受理されます。

★取り決めを文書に残しておくことで、取り決めたことが実施されないときに、もう一方の親の財産を差し押さえる申し立てが可能となります。

※ただし、本紙に記載の合意書および記載例は令和8年1月時点の最新版です。今後変更になる場合がありますので、最新版を法務省のホームページにてご確認のうえ、ご利用ください。

★この参考書式は、様式が定まっているものではなく、一般的に必要と考えられる事項を記載しているものです。

双方がお子さんの立場に立って、状況に応じて充実した内容を取り決めてください。

★合意書作成後、お互いに住所や勤務先、勤務地、連絡先が変わった場合には、知らせあうようにしましょう。

(約束として特記事項に記載しておきましょう。)

★弁護士に相談したいときには…

滋賀弁護士会、法テラス滋賀、市の無料弁護士相談など

(P.16の相談窓口を参照してください)



※合意書の例は、P.12、P.13をご覧ください。

こどもの養育に関する合意書

※R8年1月時点の最新版です。

作成日

年 月 日

父	母
ふりがな	ふりがな
氏名	氏名
住所 〒 電話 メール	住所 〒 電話 メール
勤務先 名称 所在地 〒	勤務先 名称 所在地 〒

こども

1 ふりがな 氏名 年 月 日生 親権者 父・母	2 ふりがな 氏名 年 月 日生 親権者 父・母
3 ふりがな 氏名 年 月 日生 親権者 父・母	4 ふりがな 氏名 年 月 日生 親権者 父・母

養育費

	支払期間	金額	支払時期
子1	<input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 1か月当たり 円ずつ	<input type="checkbox"/> 毎月 日
	<input type="checkbox"/> 年に達した後に初めて到来する3月末日まで	<input type="checkbox"/> 年/月分 円	<input type="checkbox"/> 年 月 日
	<input type="checkbox"/> まで	<input type="checkbox"/> 円	<input type="checkbox"/>
子2	<input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 1か月当たり 円ずつ	<input type="checkbox"/> 毎月 日
	<input type="checkbox"/> 年に達した後に初めて到来する3月末日まで	<input type="checkbox"/> 年/月分 円	<input type="checkbox"/> 年 月 日
	<input type="checkbox"/> まで	<input type="checkbox"/> 円	<input type="checkbox"/>
子3	<input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 1か月当たり 円ずつ	<input type="checkbox"/> 毎月 日
	<input type="checkbox"/> 年に達した後に初めて到来する3月末日まで	<input type="checkbox"/> 年/月分 円	<input type="checkbox"/> 年 月 日
	<input type="checkbox"/> まで	<input type="checkbox"/> 円	<input type="checkbox"/>
子4	<input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 1か月当たり 円ずつ	<input type="checkbox"/> 毎月 日
	<input type="checkbox"/> 年に達した後に初めて到来する3月末日まで	<input type="checkbox"/> 年/月分 円	<input type="checkbox"/> 年 月 日
	<input type="checkbox"/> まで	<input type="checkbox"/> 円	<input type="checkbox"/>

振込先 金融機関 銀行 支店 口座の種類 普通・当座 口座番号 口座の名義	その他
---	-----

親子交流

	親子交流の内容と頻度	受け渡しの場所	父母連絡方法
子1	<input type="checkbox"/> 宿泊なし (<input type="checkbox"/> に 回程度、 <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> () の自宅近く	<input type="checkbox"/> SNS ()
	<input type="checkbox"/> 宿泊あり (<input type="checkbox"/> に 回程度、 <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 双方の自宅の中間地点	<input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 手紙
	<input type="checkbox"/> (<input type="checkbox"/> に 回程度、 <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> その都度協議 <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> ()
子2	<input type="checkbox"/> 宿泊なし (<input type="checkbox"/> に 回程度、 <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> () の自宅近く	<input type="checkbox"/> SNS ()
	<input type="checkbox"/> 宿泊あり (<input type="checkbox"/> に 回程度、 <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 双方の自宅の中間地点	<input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 手紙
	<input type="checkbox"/> (<input type="checkbox"/> に 回程度、 <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> その都度協議 <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> ()
子3	<input type="checkbox"/> 宿泊なし (<input type="checkbox"/> に 回程度、 <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> () の自宅近く	<input type="checkbox"/> SNS ()
	<input type="checkbox"/> 宿泊あり (<input type="checkbox"/> に 回程度、 <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 双方の自宅の中間地点	<input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 手紙
	<input type="checkbox"/> (<input type="checkbox"/> に 回程度、 <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> その都度協議 <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> ()
子4	<input type="checkbox"/> 宿泊なし (<input type="checkbox"/> に 回程度、 <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> () の自宅近く	<input type="checkbox"/> SNS ()
	<input type="checkbox"/> 宿泊あり (<input type="checkbox"/> に 回程度、 <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 双方の自宅の中間地点	<input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 手紙
	<input type="checkbox"/> (<input type="checkbox"/> に 回程度、 <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> その都度協議 <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> ()

その他(連絡方法や留意事項等を自由にお書きください)

※この合意書の書式は、様式が定まっているものではなく、一般的に必要と考えられる項目を記載しているものですので、父母双方が、お子さんの立場にたつて、事案に応じて充実した内容を取り決めてください。

こどもの養育に関する合意書 (記入例)

作成日 2025 年 1 月 31 日

<p>父</p> <p>ふりがな ほうむ たろう</p> <p>氏名 法務 太郎</p> <p>住所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県△△市□□町●-▲-■ 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 メール 〇〇〇〇@〇〇.ne.jp</p> <p>勤務先 名称 〇〇〇株式会社 所在地 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県△△市●●町▲-■-●</p>	<p>母</p> <p>ふりがな ほうむ はなこ</p> <p>氏名 法務 花子</p> <p>住所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県△△市■●町▲-■-● 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 メール 〇〇〇〇@〇〇.ne.jp</p> <p>勤務先 名称 □□□株式会社 所在地 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県■●市□□町●-▲-■</p>
--	--

子ども

<p>1 ふりがな ほうむ まもる</p> <p>氏名 法務 まもる 2016年 5月 1日生 親権者 父・母</p>	<p>2 ふりがな ほうむ あゆみ</p> <p>氏名 法務 あゆみ 2018年 8月 1日生 親権者 父・母</p>
3 ふりがな	4 ふりがな

★始期と終期を決めておきましょう

★養育費算定表を基に金額を決めておきましょう

子	支払期間		金額		支払時期	
	年	月 日	1か月当たり	円	毎月	日
子1	2025年 2月 1日	から 子1が22歳に達した後に初めて到来する3月末日まで	<input checked="" type="checkbox"/> 1か月当たり 〇万円	ずつ	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月 25日	
子2	2025年 2月 1日	から 子2が22歳に達した後に初めて到来する3月末日まで	<input checked="" type="checkbox"/> 1か月当たり 〇万円	ずつ	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月 25日	
子3	年 月 日	から 歳に達した後に初めて到来する3月末日まで	<input type="checkbox"/> 1か月当たり 円	ずつ	<input type="checkbox"/> 毎月 日	
子4	年 月 日	から 歳に達した後に初めて到来する3月末日まで	<input type="checkbox"/> 1か月当たり 円	ずつ	<input type="checkbox"/> 毎月 日	

<p>振込先 (子1及び子2の養育費の振込先)</p> <p>金融機関 〇〇 銀行 △△ 支店</p> <p>口座の種類 普通 当座</p> <p>口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>口座の名義 ホウムハナコ</p>	<p>その他</p> <p>子1及び子2が高校・専門学校、大学等に進学した場合の費用等の負担については、別途協議する。</p>
--	---

親子交流

子	親子交流の内容と頻度	受け渡しの場所	父母連絡方法
子1	<input checked="" type="checkbox"/> 宿泊なし (〇〇か月に〇回程度) <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 宿泊あり (〇〇に 〇回程度) <input checked="" type="checkbox"/> 夏休みに〇泊程度	<input type="checkbox"/> () の自宅近く <input type="checkbox"/> 双方の自宅の中間地点 <input checked="" type="checkbox"/> その都度協議 (公園入口)	<input checked="" type="checkbox"/> SNS (〇〇〇) <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 手紙 <input type="checkbox"/> 電話 ()
子2	<input checked="" type="checkbox"/> 宿泊なし (〇〇か月に〇回程度) <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 宿泊あり (〇〇に 〇回程度) <input checked="" type="checkbox"/> 夏休みに〇泊程度	<input type="checkbox"/> () の自宅近く <input type="checkbox"/> 双方の自宅の中間地点 <input checked="" type="checkbox"/> その都度協議 (公園入口)	<input checked="" type="checkbox"/> SNS (〇〇〇) <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 手紙 <input type="checkbox"/> 電話 ()
子3	<input type="checkbox"/> 宿泊なし (〇〇に 〇回程度) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 宿泊あり (〇〇に 〇回程度) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> () の自宅近く <input type="checkbox"/> 双方の自宅の中間地点 <input type="checkbox"/> その都度協議 ()	<input type="checkbox"/> SNS () <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 手紙 <input type="checkbox"/> 電話 ()
子4	<input type="checkbox"/> 宿泊なし (〇〇に 〇回程度) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 宿泊あり (〇〇に 〇回程度) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> () の自宅近く <input type="checkbox"/> 双方の自宅の中間地点 <input type="checkbox"/> その都度協議 ()	<input type="checkbox"/> SNS () <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 手紙 <input type="checkbox"/> 電話 ()

その他 (連絡方法や留意事項等を自由にお書きください)

- ・〇時に〇〇公園入口で受け渡し。〇時から〇時まで。詳細については〇〇〇で協議する。
- ・宿泊を伴う場合の滞在場所は、事前に知らせる。
- ・遠方への転勤・転居など事情が変わった場合は、再度協議する。

離婚前後相談

大津市母子家庭等就業・自立支援センターでは、20歳未満のこどもを養育していて離婚を考えている方もしくは離婚した方に対して、支援員による離婚や養育費などに関する悩み事や困りごとについての解決方法などのアドバイスや、弁護士や司法書士による法律相談、養育費確保に向けた支援などを行っています。



法律相談

※事前相談必須

養育費の確保や離婚に向けて相手との調整の中で、複雑な法律上の問題が生じた場合に、当センターの支援員による相談を通じて、弁護士や司法書士に無料で相談できます。

相談の日時：月曜日～金曜日 9時～17時（祝日・年末年始を除く）

養育費確保に向けた支援

※事前相談必須

ひとり親としてこどもを育てていく上で、養育費を確実に受け取れるように、大津市では、事前に養育費に関する相談を受けており、支援が必要な方に対して、次の費用の補助を行っています。

1 養育費に関する公正証書等作成支援補助金

【対象となる経費】

- 公証人手数料令に定められた公証人手数料(養育費に関する部分のみ)
- 養育費を取り決めるための調停申立に要した収入印紙代、
戸籍謄本などの添付書類取得費用、公的機関が求めた連絡用の郵便切手代

【補助額】

対象経費の全額(上限3万円) [詳しくはこちら](#)



2 養育費保証契約促進補助金

【対象となる経費】

- 保証会社と1年以上の養育費保証契約を結んだ際の初回保証料

【補助額】

対象経費の全額(上限5万円) [詳しくはこちら](#)

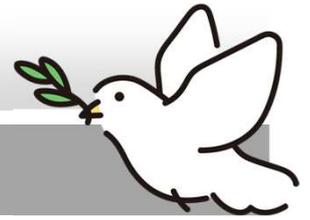


【ご相談・お問い合わせ】

大津市母子家庭等就業・自立支援センター（子育て支援給付課内）

TEL 522-0220

ひとり親支援と相談窓口



ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭のみなさんの生活、子育てを支援する主な制度を紹介します。

詳細については、それぞれの関連部署にお問い合わせください。

制度	概要	問い合わせ先
児童扶養手当 	親の離婚等により父親・母親と生計をともにしていない児童の母・父または母・父にかわってその児童を養育している方、あるいは父・母が身体などに重度の障害がある児童の母・父に対して支給します。 ※所得制限等あり	
日常生活支援事業 	残業やケガなどの一時的な理由で、子育てや家事のサポートが必要な場合に家庭生活支援員の派遣を受けられる制度	子育て支援給付課 ☎ 528-2686
貸付制度 	ひとり親家庭等の方が就労や就学などで資金が必要となったときに貸付を受けられる制度です。 ※貸付を受けるには一定の要件と審査が必要です。 (貸付までに2~3か月かかりますので早めにご相談ください)	
就学援助費 	市内国立公立小中学校に就学している、または4月入学予定のこどもがいる家庭で、経済的な理由により就学に必要な経費の負担が困難な保護者を対象に、学用品や給食費等の学校で必要な費用の援助を行っています。	学校教育課 ☎ 528-2633
医療費助成 	医療保険各法の被保険者および被扶養者であるひとり親家庭の親と子に、医療費の自己負担分の一部または全部を助成します。 ※所得制限等あり	保険年金課 ☎ 528-2653

<就労に関する支援>

制度	概要	問い合わせ先
就労相談 	ひとり親家庭等の方が経済的に自立し、安定した生活が送れるよう、ハローワーク等の関係機関と連携し、求人情報の提供や就労相談、就業支援講習会などを行っています。	母子家庭等就業・自立支援センター (子育て支援給付課内) ☎ 522-0220
高等職業訓練促進給付金 	ひとり親家庭の親が、就労に役立つ資格(看護師、保育士、介護福祉士など)を取得するため、養成機関で半年以上のカリキュラムを修業する場合に、生活費の一部を支給します。 ※事前相談必要	
自立支援教育訓練給付金 	ひとり親家庭の親が、就労に有利な資格を取得するために、教育訓練を受講する場合の受講料の一部を支給する給付金です。 雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格を有している方は、教育訓練給付金の申請も併せて必要となります。 ※事前相談、講座指定が必要	子育て支援給付課 ☎ 528-2686
高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 	ひとり親家庭の親および子が、民間事業者等が実施する高卒認定試験合格のための講座を受講する場合の受講料の一部を支給する給付金です。 なお、高校へ通う学費は対象外となります。	

相談窓口



<大津市役所>

相談の種類	相談の内容	相談の日時	問合せ先
ひとり親家庭の悩み相談	ひとり親が抱える生活などの悩み相談	月曜日～金曜日 9時～17時 (祝日・年末年始除く)	子育て支援給付課 ☎ 528-2686
女性相談	女性の悩み相談 DV相談など		
こどもの虐待相談 こどもを含む家庭の相談	児童虐待に関することや18歳未満のこどもと家庭に関する相談など	月曜日～金曜日 9時～17時 (祝日・年末年始除く)	こども・子育て安心課 ☎ 528-2688
弁護士等による法律相談	ひとり親家庭や離婚前の養育費等に関する弁護士、司法書士による相談	【要事前相談】 月曜日～金曜日 9時～17時 (祝日・年末年始除く)	大津市母子家庭等就業・自立支援センター (子育て支援給付課内) ☎ 522-0220
	弁護士による相続や離婚、親権、養育費、金銭問題、借地借家問題などの相談	第1～第4水曜日 第1・第3金曜日 9時～12時 13時～16時	市民相談室 ☎ 528-2666 (要予約)
女性のための法律相談	女性弁護士による相続や離婚、親権、養育費、金銭問題、借地借家問題などに関する相談	第1・第3火曜日 13時～16時 第2・第4火曜日 9時～12時	市民相談室 ☎ 528-2666 (要予約)

<その他の機関>

機関	概要
滋賀弁護士会 	原則有料で法律相談を行っています。まずはお訊ねください。 予約電話番号:522-3238(月曜日～金曜日(年末年始を除く)9時～12時、13時～15時) 相談日時:月曜日～金曜日(年末年始を除く)9時30分～12時、13時30分～16時 (第2土曜日、第4日曜日可)
法テラス滋賀  法テラスHP	経済的に余裕のない方への無料の法律相談を行っています。まずはお訊ねください。 予約電話番号:0570-078339(月曜日～金曜日(年末年始を除く)9時～17時) 相談日時:毎週月曜日13時～16時 毎週木曜日10時～12時、13時～15時30分
養育費・親子交流 相談支援センター 	養育費や親子交流の手続きについて、電話やメールによる相談を行っています。 法律相談ではありません。 電話相談:03-3980-4108 0120-965-419(携帯電話使用不可) 電話相談日時:月曜日・火曜日・木曜日・金曜日(年末年始を除く)10時～20時 水曜日(年末年始を除く)12時～22時 土曜日/祝日(年末年始を除く)10時～18時 メール相談 info@youikuhi.or.jp (迷惑メール拒否設定は解除しておいてください) ※相談から一週間程経過しても回答が届かない場合は、電話でお問合せください
公益社団法人家庭 問題情報センター  FPIC HP	<大阪ファミリー相談室(FPIC:えふぴっく)> 親子の面会交流の支援や家庭問題などの相談を行っています。(有料) 電話番号:06-6943-6783(月曜日～金曜日(年末年始、祝日を除く)10時～16時) 相談日時については、直接大阪ファミリー相談室にご相談ください。